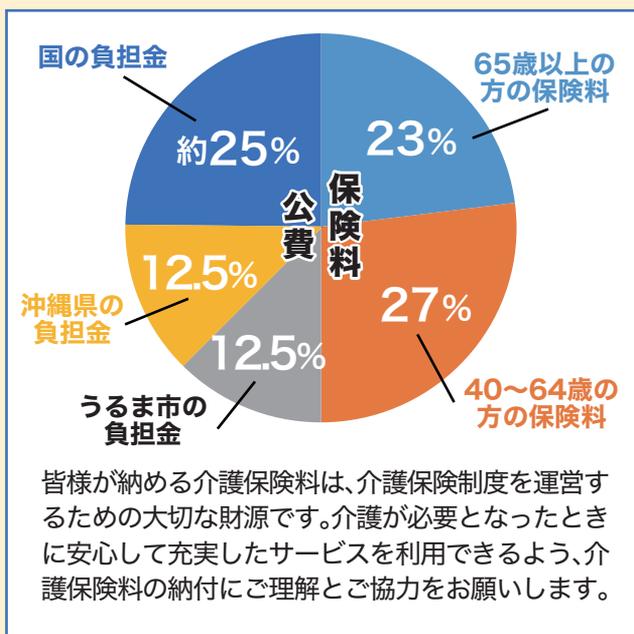


65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき見直しを行っています。令和6年度から3年間の介護保険事業計画では、介護保険料について下記のとおり改訂となります。

区分	所得段階	対象となる方	基準額に対する乗率	保険料(年間)
住民税非課税世帯	第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者の方 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.285	23,652円
	第2段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.485	40,248円
	第3段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685	56,844円
世帯で住民税非課税	第4段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.900	74,676円
	第5段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.000	82,968円
住民税課税	第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	99,564円
	第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.500	124,452円
	第8段階	本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.800	149,352円
	第9段階	本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	2.000	165,936円
	第10段階	本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	2.200	182,532円
	第11段階	本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.300	190,836円
	第12段階	本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.400	199,128円
	第13段階	本人の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.500	207,420円
	第14段階	本人の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	2.600	215,724円
	第15段階	本人の合計所得金額が920万円以上の方	2.700	224,016円

介護保険料の財源構成



普通徴収(納付書で納めている方)は口座振替がおすすめです!

納付書で納める場合、うっかり納期限を過ぎてしまうことも…**口座振替**なら納期内納付ができて安心です★年金からの天引きが開始になると自動的に口座からの引き落としを停止します(二重納付になることはありません)

減免を受けられる場合があります

災害等による著しい損害を受けた場合や、生計維持者の長期入院により収入が著しく減少した場合などには、申請によって介護保険料が減免されることもあります。